

最高裁人調秘第285号

(人ろ-09)

平成26年11月14日

最高裁判所事務総長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 眞 哉

職員の非違行為について（報告）

当局において、下記の非違行為が発生しました。

記

1 関係職員

- (1) 人事局参事官 [redacted]  
[redacted]年[redacted]月[redacted]日生（[redacted]歳）  
[redacted]級 [redacted]号俸
- (2) 人事局 [redacted] [redacted]  
[redacted]年[redacted]月[redacted]日生（[redacted]歳）  
[redacted]級 [redacted]号俸
- (3) 人事局 [redacted] [redacted]  
[redacted]年[redacted]月[redacted]日生（[redacted]歳）  
[redacted]級 [redacted]号俸
- (4) 人事局 [redacted] [redacted]  
[redacted]年[redacted]月[redacted]日生（[redacted]歳）  
[redacted]級 [redacted]号俸
- (5) [redacted]（行為時人事局長） [redacted]
- (6) 人事局給与課長 [redacted]

## 2 非違行為事実の概要等

対象職員(1)から(4)の4人は、いずれも裁判所職員採用試験等の試験事務を担当する者であり、対象職員(5)及び(6)は、いずれも適正な事務処理が行われるよう対象職員(1)から(4)の4人を管理監督すべき立場にあった者であるが、平成26年8月8日に最終合格発表を行った裁判所職員総合職試験（大卒程度試験，法律・経済区分）（以下「B X 試験」という。）において、第2次試験の各試験の結果をパソコン入力し、偏差値化や得点順の並べ替え等の作業を行う過程で、憲法について受験者と得点の対応関係に誤りを生じさせ、これを看過したまま合否判定資料を作成し、合否判定資料の記載内容を答案等の原資料と照合して点検することなく決裁に上程した結果、本来、B X 試験の第2次試験に合格とすべき17人を不合格とし、特例制度により一般職試験（以下「C 試験」という。）で合格とすべき7人を不合格とした

のものである。

この過誤により、B X 試験の第2次試験合格の判定を受けることになった17人のうち第3次試験の受験を希望する 人に対して再試験を実施することになり、再試験の結果、B X 試験に新たに3人の最終合格者が追加されたほか、特例制度によるC試験の最終合格者として、合計13人が追加された。

## 3 各対象職員の職責等

### (1) 人事局任用課試験第二係の事務分掌について

試験第二係においては、一般職員の試験（裁判所職員採用試験）計画の立案、実施計画の編成及びその実施並びに実施事務の総合調整に関する事項、試験実施事務の改善についての調査研究に関する事項等を分掌している。



夕取り込みミスが生じる可能性を考慮し、データ入力後に、入力結果一覧と採点結果が記入された答案原本とを複数回照合して誤りのないことを確認したものの、採点処理システムのデータ処理の段階でエラーを生じることはいだらうとの思い込みから、採点処理システムから出力された合否判定資料の記載内容については何ら点検をすることなく、本件過誤を生じさせた。

(6) 対象職員(5)について

対象職員(5)は、平成■■■年■■月■■日から平成■■■年■■月■■日まで最高裁判所事務総局人事局長の職にあり、人事局の司法行政事務全般について適正な事務処理が行われるよう管理監督すべき立場にあった者であるが、部下職員に対する適切な指導監督を欠いたために、本件過誤の発生を防ぐことができなかった。

(7) 対象職員(6)について

対象職員(6)は、最高裁判所事務総局人事局給与課長の職にあり、裁判所職員採用試験について適正な事務処理が行われるよう管理監督すべき立場にある者であるが、部下職員に対する適切な指導監督を欠いたために、本件過誤の発生を防ぐことができなかった。